



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:http://mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

本年施行予定の「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」によって創設される「金融サービス仲介業」についてご説明致します。

◇決済法制及び金融サービス仲介法制の見直し

前号では、「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正法」といいます）の決済法制に関する部分について解説しました。これに引き続き、本号では、同法のうち金融サービスの仲介に関する法制について概観します。

1. 仲介サービス仲介業の創設

近年、オンラインで様々なサービスの提供を受けることが出来るようになり、こうしたサービスのワンストップ提供に対するニーズが高まっています。そこで、改正法は、こうしたサービスを一括して提供することができる業種として、「金融サービス仲介業」を創設しました。

2. 金融サービス仲介業とは

(1) 定義

改正法は、**金融サービス仲介業とは、預金媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務、貸金業貸金媒介業務のいずれかを業として行うこと**をいうと定めています。

(2) 想定される事業

金融サービス仲介業を営むためには、内閣総理大臣の登録を受けなければならないとされていますが、こうした登録さえ受ければ、金融サービス仲介業者は、**複数業種且つ多数の金融機関が提供する多種多様な商品・サービスを、ワンストップで提供することが出来ます。**

具体的には、例えば次のような事業を行うことが想定されています。

例) スマートフォンのアプリケーションを通じ、自身の預金口座等の残高や収支を利用者が簡単に確認できるサービスを提供するとともに、そのサービスを通じて把握した利用者の資金ニーズや資産状況を基に、利用可能な融資の紹介や、個人のライフプランに適した金融サービスの比較・推奨等を行う。

(3) 決済サービス

情報通信技術を利用して金融サービス仲介業を行う金融サービス仲介業者は、**一定の要件の下、電子決済等代行業を行うこともできると**されています。

3. 金融サービス仲介業者に対する主な規制

(1) 特定の金融機関への所属

改正法は、**所属制**（仲介業者に対し、特定の金融機関に所属して、その指導等を受けること）を採用していません。

(2) 提供サービスの限定

金融サービス仲介業には所属制が採用されてい

ないため、取扱い可能なサービスを限定することによって利用者の保護を図る必要があるとされます。そのため、金融サービス仲介業者は、**仲介に当たって高度な説明を要しないと考えられる金融サービスに限って取り扱うことができる**とされています。

例) 銀行⇒普通預金、住宅ローン：取扱可

仕組預金：取扱不可

証券⇒国債、上場株、投資信託：取扱可

非上場株、デリバティブ：取扱不可

(3) 保証金の供託

金融サービス仲介業者は、**利用者に対する損害賠償資力の確保のため、一定の保証金を供託**することが義務付けられています。

(4) その他

利用者情報の取扱いに関する措置、利用者への説明義務、禁止行為等が仲介する金融サービスの特性に応じて規定されているほか、業者に対する監督規定や、裁判外紛争解決制度に関する規定等も整備されました。

4. 施行時期

金融サービス仲介業に関する法制の施行日は公布日（2020年6月12日）から1年6月以内の政令で指定される日とされています。

（弁護士門屋）

法務トピックス

◆改正高齢者雇用安定法（4月1日）

4月1日に施行される改正高齢者雇用安定法は、65歳以上70歳未満に定めている事業主及び65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主を対象として、**70歳までの定年引き上げや定年制の廃止など5つの高齢者就業確保措置**を定め、いずれかの措置を講じるよう努める義務を定めています。いずれの措置を講ずるかについては、労使間で十分な協議を行い、高齢者のニーズに応じた措置を講ずることが望ましいとされています。

◆総額表示の義務化（4月1日）

総額表示義務は、消費者が値札や広告により、支払金額である「消費税額を含む価格」を一目で分かるようにし、価格の比較を容易にするためのもので、2004年4月から義務づけられておりましたが、2度の消費税率の引上げに伴い、2013年10月から一定の場合には税込価格の表示を要しないとする特例（消費税転嫁対策特別処置法）が設けられていました。しかしその特例措置が終了し、4月1日より総額表示が義務化されます。**表示方法の詳細につきましては財務省のホームページでご確認下さい。**